

第80回 青雲塾ご案内

<https://www.seiunkai.net/kouryu/seiunjuku/list.html>

青雲塾担当 山西雅人 (30期)

「夫婦の氏をめぐって」～歴史的背景と課題～

法制審議会が1996年に「婚姻時に同氏か別氏かを選択できるようにする「選択的夫婦別氏制度」の導入」を答申してから、すでに28年が経過しました。その間、東京都議会、大阪府議会や各種団体から法制化に向けた意見書が国へ提出されましたが、いまだ国民的議論がなされるには至っていない状況です。

今回の青雲塾では、青雲会8期で今年8月に米寿を迎える井戸田博史先輩に、夫婦の氏はどうあるべきか?などについて長年の研究内容をご講義いただきます。

会員・準会員の皆さんのご参加をお待ちしています。

1. 日時 2024年7月27日(土) 10:00~12:00

2. 場所 大阪大学中之島センター セミナー室 6F

<https://www.onc.osaka-u.ac.jp/>

3. 参加費 無料

4. 講師プロフィール



井戸田 博史 (いどた ひろふみ) 氏

1936年(昭和11年)8月生まれ

1960年(昭和35年)大阪大学法学部卒業(学部首席として楠本賞受賞)

同文学部史学科国史学専攻学士入学

京都大学大学院人間・環境学研究科博士後期課程研究指導認定退学

帝塚山大学名誉教授、日本法政学会名誉理事、法学博士

5. 講師から

源頼朝の妻は北条政子の様に「妻は異姓の人」であったが苗字の公称が許されない庶民は無関係であった。明治になり国民皆姓となり夫婦の氏は全国民の問題となった。明治民法は「家」制度で夫婦同氏(夫家・夫の氏)であったが、戦後の法改正で「家」制度が廃止されたが夫婦同氏は残り(夫か婦かの氏)となった。妻は夫の「家」から解放され法律上男女平等となった。嫁入りの風習が廃れ女性の社会進出があり、妻の婚姻改氏で Identity 喪失の悩みが深刻となった。5年余に渉る法制審議会の選択的夫婦別姓制導入答申(1996)が「選択的にせよ夫婦別氏を認め親子別氏をもたらす家族一体を損ない明治民法以降定着した日本文化を破壊」すると大反対で棚上げになった。政権交代・二度の最高裁大法廷判決・外国からの再三の Yellow Card、性別役割の変化・晩婚化・非婚化・離婚・再婚・同性婚等々氏・女性・婚姻・家族を取り巻く立法事情は激変してきた。今日も国論を二分する難問である。夫婦の氏は同氏か別姓か悩みは尽きない。

6. 申し込み 青雲会事務局へお願いします。

電話&FAX 06-6850-5198 Mail : ishibashi@seiunkai.net

セミナー室定員の関係上、先着30名とさせていただきます。
お早目にお申し込みください。

————— ✂ ————— (FAX 用) ————— ✂ ————— ✂ ————— ✂ —————

青雲会事務局 行

第80回青雲塾 7月27日(土)への参加を申し込みます。

ご芳名 _____ (期)

当日の連絡先電話番号 ()